

令和6年第1回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和6年3月5日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	4番	尾 関 俊 治
副 議 長	9番	安 田 敏 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	6番	田 島 清 美
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

議 長	4番	尾 関 俊 治
副 議 長	9番	安 田 敏 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	10番	長 野 恒 美

欠席議員

議 員	6番	田 島 清 美
-----	----	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住 民 福 祉 部 長	平 岩 敬 康
建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
環 境 経 済 課 長	西 川 雪 秀
住 民 課 長	宮 川 雅 人
福 祉 子 ども 課 長	朝 日 純 子
建 設 課 長	後 藤 英 司
水 道 課 長	松 本 好 春
教 育 文 化 課 長	赤 塚 暢 子

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第3号）

令和6年3月5日（火曜日） 午前10時開議

追加日程 会議録署名議員の追加指名

日程第2 一般質問

日程第3 第6号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認について

日程第4 第7号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第5 第8号議案 笠松町教育振興基金条例について

- 日程第6 第9号議案 笠松町飼い主のいない猫対策基金条例について
- 日程第7 第10号議案 笠松町企業立地促進条例について
- 日程第8 第11号議案 笠松町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第12号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第13号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第14号議案 笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第15号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第16号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第17号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第18号議案 笠松町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 第19号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 第20号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 第21号議案 笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 第22号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 第23号議案 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 第24号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 第25号議案 笠松町水道事業給水条例及び笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 第26号議案 教師用教科書・指導書・デジタル教科書の売買契約の締結について
- 日程第24 第27号議案 米野52号線坂路改修工事請負契約の一部変更について
- 日程第25 第28号議案 町道の路線認定について
- 日程第26 第29号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第9号）について

- 日程第27 第30号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 第31号議案 令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 第32号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第30 第33号議案 令和6年度笠松町一般会計予算について
- 日程第31 第34号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第32 第35号議案 令和6年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第33 第36号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第34 第37号議案 令和6年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第35 第38号議案 令和6年度笠松町下水道事業会計予算について
- 日程第36 第39号議案 笠松町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

開議 午前10時00分

- 議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は9名で定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時05分

- 議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

2月26日に本定例会の会議録署名議員として指名した6番 田島清美議員が、3月5日都合により欠席されたため、この際、会議録署名議員の追加指名の件を日程に追加いたしたいので、御了承願います。

追加日程 会議録署名議員の追加指名

- 議長（尾関俊治君） それでは、会議録署名議員の追加指名を行います。

新たに3番 高橋伸治議員を指名いたします。

以下の日程はそれぞれ繰り下がることとなりますので、そのように御承知願います。

本日の議事日程はお手元に配付したとおり決めました。

日程第2 一般質問

- 議長（尾関俊治君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により順次質問を許します。

10番 長野恒美議員。

- 10番（長野恒美君） おはようございます。

40年ほど議員として務めさせていただきましたが、最後の一般質問になるかと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

まず1つは、下水道の未整備地域についての現状と、これからの計画についてお尋ねします。どうぞよろしく願いいたします。

2つ目には、笠松みなと公園、そして笠松町運動公園がありますが、この活用について、町民にとっては家族ぐるみで、また友達や近隣の方、そして笠松町に近いところの皆様方からも利用されている、大変にぎわいを見せておりますが、この近年の整備は、またはこれからどのように整備をなさっていくのかお尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。

- 議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めて、おはようございます。

長野議員さんから2点、下水道の未整備地域の現状と笠松みなと公園、笠松町運動公園の質問をいただきました。長野議員さんにとっては最後の一般質問ということで、心を込めて答弁させていただきたいと思います。

まず下水道の未整備地域についてであります。現在、下水道未整備地域は、松枝地区は門間と松枝みなみ会館周辺の北及、笠松地区は競馬場周辺の若葉町、下羽栗地区は円城寺厩舎と競馬場東側の円城寺であります。

今後の計画といたしましては、現在のところ、令和15年度までに松枝地区を整備し、令和16、令和17年度に笠松地区及び下羽栗地区を整備する計画となっておりますが、競馬場厩舎の移転計画や国庫補助の採択状況などにより整備時期などを変更することがあります。ですが、笠松町内全域を下水道区域にできるよう事業費を確保しつつ、順次進めてまいりたいと考えております。

続きまして、笠松みなと公園、笠松町運動公園の活用について、近年の整備状況についてであります。笠松みなと公園及び笠松町運動公園は、休日ともなりますと大勢の利用者が訪れ、憩いの場となっております。笠松みなと公園は開園から約15年を迎え、また笠松町運動公園は平成30年にリニューアル工事を終えましたが、その後も町のイベント及びレクリエーションの拠点として現在も活用されております。

今後も、町を代表する公園としてますます活用が見込まれる状況の中で、より一層の安全と利便性向上のため、各公園の整備などに取り組んでおります。

近年、各公園の状況としましては、笠松みなと公園では、今年度4月に駐車場の舗装工事を行い、水たまりの解消やラインの明示などを行いました。また、現在は河川増水後にせせらぎ水路に土砂が堆積した際、上流部だけでも早期開放ができるよう、中間地点に管理ますを設置する工事も行っております。活用面におきましては、令和5年度より公園の管理と併せてイベントなどによる公園の活用を企画する業務をアウトドア事業者に委託し、一層の活用促進を図っているところであります。

笠松町運動公園につきましては、令和4年度にかさまる広場として芝広場を整備し、施設の魅力向上を図りました。活用面では、令和4年度より商工会と連携し、キッチンカーの催事を行っているところでございます。

今後も、両公園が町の発信拠点としてより一層活用されるべく、関係機関と活用方法について連携、情報共有を行っていくとともに、利用者の声を聞きながら施設の維持管理に努め、公園の魅力を維持することで、活力あるまちづくりの推進を図ってまいります。

以上、答弁を終わります。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 御答弁ありがとうございました。

まず、下水道の未整備地域は具体的にどこで、今後どのような計画でいらっしゃるのか、もう少し詳しく教えてください。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

下水道の今後の計画でございますが、今現在これから進めていきますのが、門間地区北及につきまして、先ほど町長も述べましたように、令和15年までに順次進めていきたいと考えております。その後、令和16、令和17年度につきましては、笠松地区若葉町、競馬場の周辺とか、あと厩舎の辺りを進めてきて完成を目標としております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 下水道は下羽栗のほうとか厩舎の、今まだ使っていないというか、今後厩舎の関係で使われる予定になっている広場ですね、円城寺の。その辺りなどについては、これからの計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

今現在のところでございますが、円城寺厩舎の辺りにつきましては、令和16年、令和17年あたりを予定しておりますが、今後の動向を見まして、厩舎の利用がどうなるかというようなことも踏まえまして、計画を変える可能性はございます。

令和6年度、計画変更しまして、認可区域に入れていく予定もしております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） まず厩舎の関係のところは、10年ぐらい先まではかかるだろうなと思っておりますが、その辺はどうでしょう。

それから、もう一つは、厩舎の広場のほうに猫の関係がありますよね。その辺りも今後、どういう形で猫との、少し計画があったかと思いますが、もう少しきちっと教えてください。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

厩舎付近の整備につきましては、今後の誘致等々の計画がございますので、それに併せて整備を変更する予定もございまして、その計画と併せまして情報を共有しながら進めていきたい

と思っております。

あと、猫につきましては、それまでには終了する予定でおりますので、以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 犬猫の問題や、それから厩舎の今後の形、今後整備されていく計画があると聞いておりますので、それに沿って猫の問題も犬の問題もいろいろあるのをうまく厩舎の人たちと共にやっていただけるといふふうに思いますので、質問はこれまでにしておきたいと思います。

よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） 議長さんのお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問要旨は消防団員の確保について、消防自動車等についてと災害時の備蓄用品等についてであります。

1月1日、あまりにもショックな能登半島地震。1月31日現在、死者200名以上、行方不明者20名以上、建物全壊・半壊4万戸以上。私たちも身近に感じなければいけません。哀悼とお見舞いを申し上げます。

今回提案させていただきますのは、消防団員確保について。2番目、消防自動車の更新について。災害時の備蓄用品についてであります。

まず消防団員募集についてお伺いいたします。

さて、消防団の皆様方は我々町民の安心・安全を守っていただいている崇高な集団です。日頃から感謝を申し上げます。

そこで、今回提案させていただきます議案は、消防団員の定員割れについてであります。

当町におかれましては、消防団員が数年前から10名程度欠員していると議会等で報告を受けておりますが、何が駄目だったのか。ずうっとこういう結果が続いていますが、検討したことがありますか。

町内会任せ、最低限の人員確保へと奔走していただいておりますが、これの限界が見えてまいりました。今までは自営業者が多く、団員募集も容易に確保できましたが、近年自営業者が少なくなり、サラリーマン化してきましたので、確保することが非常に難しくなってきました。

私も何年も前かに、町内会長と共に対象者の方へ一軒一軒歩き回った経験があり、なかなか返事がもらえず苦労した覚えがあります。団員を確保するには、今までどおり町内会に丸投げでは、団員確保は無理ではないかと思えます。当町の協力なしでは無理、どのような関わりを持って対策をしていくのか、お聞きしたいと思えます。

そこで私信ですが、行政はどこまで介入できるのか。もし介入できるなら、昼間人口の消防

団員適齢年齢を調査し、その情報を町内会にお知らせし、行政と町内会と一緒に合同で募集を計画してはどうかと思います。例えば能登半島地震で被災された半分以上は、女性と子供たちではないかと思われませんが、男性が立ち入れない部分が多々あります。そこで、消防団員は男性ばかり、ぜひとも女性隊員を募集してはとも思いますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

そして、今後も町内会に丸投げしてお願いしていくのか、それとも行政と一緒に進めていくのか、これも答弁をよろしくお願ひいたします。

続きまして、消防自動車の更新についてお伺ひいたします。

各団の消防自動車についてお伺ひいたします。

第1分団、第2分団、第3分団に配置される消防自動車、いずれも17年から30年以上経過した車と聞いております。月1回自動車を運行点検しているようですが、5キロ、10キロ程度の走行、時速30キロの速度、定期点検をしていると聞いております。しかし、急に故障した場合、在庫備品がないのではないかと思います。その場合、どう対処するのか。

例えば消防自動車のタイヤの場合は、特殊で修理に半年から1年かかるそうです。今ある消防自動車は、ミッション、普通かき回しといいますが、の車。現代の若者はほとんどオートマチックの免許しか持っていないと思われます。消防自動車を運転できないのではないかと思います。

そこでお伺ひいたします。更新の方法、期間はどの程度になるかをお聞きしたいと思ひます。

続きまして、3番目、当町の災害時の備蓄用品についての質問です。

地震などの災害時に避難生活を送る女性や妊産婦、乳幼児向けの用品について、全国の自治体で備蓄が進んでいないことが内閣府の調査で分かりました。2020年末時点で、離乳食を備蓄していたのは、全市区町村の14.3%、妊婦用の衣類は0.5%であると報告されています。

当町におかれましては、一般的に水、乾パン、毛布等、100品目以上も備蓄されていると聞き及んでいますが、今までは男性目線で備蓄されていると思ひます。能登半島地震の現状を見て参考にしますと、災害時には女性、子供が半数ぐらい避難されています。

災害備蓄品の中に女性、子供、乳幼児用品等ほどの程度備蓄されているのかをお尋ねいたします。

そして、災害時の対応部署が当町にありますか、あるのなら教えてください。

そして、男女職員の対応割合はどのようになっているかも教えていただきたいと思ひます。

女性の視点を生かした備蓄品の整備は、どのように進めるつもりなのか、現時点で想定している方法があればお尋ねしたいと思ひます。

これにて第1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 8番 岡田文雄議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 岡田議員さんからの御質問、今回は消防団員について、また災害の備蓄用品について御質問をいただきましたので、一つずつお答え申し上げたいと思います。

まず団員の確保でございますが、まず1点目の消防団員の募集につきましては、それぞれの分団において団員の募集、確保の仕方の違いはございますが、議員が以前にも経験されたように、現在においても団員確保に苦慮している旨の相談などを町内会長さんからも受けているところでもあります。そのことは、地域の連帯感の希薄化、過去と比べての就業形態が変わってきたこと、本業の多忙、私生活の優先、団員適齢期の人の減少などなどの要因が相まって、より一層団員確保が困難な状況となっているものと推察されます。

そのことは笠松町のみならず、全国的に見ても同様であり、都市部より地方部のほうがより深刻な状況になっていると、そういうアンケート結果も出ているところでもあります。

そのため、消防団員の処遇改善としましては、操法大会や消防操法の訓練などの在り方を見直すことにより団員の負担軽減を図り、また消防団の理解促進やイメージアップのため、例えば昨年11月に行われたみなと公園でのイベントの際は、消防団ブースを設置し、防火服を着用しての写真撮影、これは主にお子様でしたが、水消火器を使った的当てゲームを実施するなどのPR活動を行ったほか、地域の防災訓練や小学校の防災教室などにも協力することにより、対外的な交流、発信を行っているところでもあります。

また、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化が求められるところであり、消火活動のみならず多方面での活躍が期待される組織でもありますので、多くの方に消防団の活動を認識していただき、活動基盤の改善を図ること、また新たな団員の募集方法、処遇、待遇などを消防団とともに検討し、行政としても協力していきたいと考えております。

続きまして、今後の消防自動車の買換えの計画についてでございますが、現在、消防団に配置されている消防ポンプ車、可搬ポンプ積載車は9台配置されており、その中で古いものでは30年以上経過している車両もございます。先ほどお答えしましたように、消防団が地域防災力の中核であること、常備消防を含めた消防力の検証、消防団員の状況などを総合的に配慮し、更新していきたいと考えております。

続きまして、災害時の備蓄用品、主に女性、子供、乳幼児の備蓄の状況、そして災害時の対応部署、男女職員の対応割合についてのお尋ねでございますが、女性、子供、乳幼児用品の備蓄状況や災害時の女性対応につきましては、現在、女性、乳児などに必要な備蓄品の例といたしまして、紙おむつ、ミルク、哺乳瓶、生理用品、仮設トイレなどを照らすLEDランタン、避難所で使用するパーティションなどがございます。このような備蓄はしていますが、今後は女性のニーズを反映した備蓄がさらに必要であると考えているところでもあります。

また、災害対応につきましては、地域防災計画初動マニュアルなどにより、町の全ての部署、職員にはあらかじめ分担任務を決めておりますが、これらの計画において、男女を分け任務を決めているものではございません。現在の職員の40%が女性でありますので、災害対応をする職員の割合も同様であります。

以上で答弁を終わります。

[8番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） 御丁寧な御答弁をありがとうございます。

団員募集は本当に喫緊の重要課題ですので、本当は町内会任せでなくして、行政が本当に動いてやらなきゃ、行政からまたお金も出ているというような感じですので、町内会からはお金は出ていないと思いますが、町からやはりそういうふうに、いろいろ給料というんですかね。報酬が出ていますが、町自体でやることはできないのか、その点だけ1つお願いします。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員のおっしゃられるとおり、町内会任せという、今までそういった部分が、先ほど最初の答弁にも申し上げましたように、ちょっと分団によって違うようなんですが、最近では町内会の加入率が非常に減っている。こうした中、町内会で消防団員の募集というのをあまり強く出しますと、町内会加入、ちょっとそれが嫌だからという理由で入らない人たちも増えていきます。

ただ、一方で、あまり行政が上からでやるわけでも、それは難しい部分。これは徴兵制ではございませんので、あくまでも皆さんが自主的に参加していただく消防団というふうに認識していますので、そこは今の消防団員の皆さんと一緒に、どういうふうにしたら、特に若い人たちに消防団に関心を持ってもらえるか、まずはそういったことを一緒に考えて、その上で、先ほども申し上げたように消防団が参加するイベント、まずは消防団というのはこういうものだよと、そしていざ大きな災害、またふだんの防災、あるいは火災のときの支援にも非常に重要な役割を果たしているんだよという、そういったことをあまねく地域の方に知っていただく機会を増やすことによって、その中で消防団に関心を持ってもらう人たちを増やしていく。そのお手伝いは我々も積極的にやっていきたいと思っております。

それが今、行政がまずはやるべきことで、その後、ステップを踏んで団員募集にも力を入れていきたいと考えておるところであります。

[8番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） 本当に難しい問題で苦慮しておるわけですが、先ほど述べましたように自営業者が本当に少なくなり、なかなか若者が働いているところがない。それで、行政として

消防団員に入る年齢、適齢年齢というものを調べるわけにいかないか。それを調べていただいて、それを町内会に提供して一緒に回るといような方法も考えられるんですが、その辺の名簿というものは難しい。今の時代難しいもので大変ですが、その辺のところはどういうような考えをしてみえますか。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

消防団の適齢年齢の名簿につきましてはちょっと提供できませんが、住民基本台帳の閲覧制度を活用していただいて、それを活用していただくことはできます。

〔8番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） じゃあよろしく願いいたします。

次に、消防自動車の件についてお願いしたいと思います。

先ほど町長が答弁されましたが、本当に30年以上続いた消防車があるわけですが、例えばタイヤにしますと、普通の自動車とタイヤが全然違うんですね。特殊なんですよ。いつもやっぱり消防タンクを積んでいますから、普通のタイヤでは駄目なんです。そして、先ほど述べたように、3キロ、5キロ走った、スピードも出せない、本当にタイヤの粘りが無い、本当にいつパンクするか分からないということが考えられますが、いざ出動するときに、消防自動車がパンクしましたよ。1台も2台もしましたよなんていうんだったら大変なことになるんです。その辺のところをやはり計画的にやっていかないと駄目だと思います。

それでもう一つは、今、消防車を運転する人、これが今までは普通車の免許で限定8トンまでの免許の方は消防自動車を運転できる。今の若い子は普通車でオートマチック、今の笠松町に9台ある消防自動車は、みんなかき回しというんですね。オートマチックではない。だから、運転できない。

だから、もうこの際、計画的に何年かかるか分かりませんが、どのように計画して消防自動車を更新していくのか、その辺の計画がありましたら、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

消防車両の更新におきましては、国の示す消防力の整備指針を基本とし、羽島郡広域連合が保有する車両、町の消防団の人員等を踏まえまして、各分団の基本配置台数を設定し、財政状況を踏まえ、複数年度に1台ずつ更新していくことを考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） それでいいんですが、本当に今の若い子、団員募集しても、消防車に乗

れない。限定解除を受けないといけない。その予算は来年度も20万組んでありますね。今まで、五、六年前から組んであったんですが、消防団員で限定解除を受けた方がおられますか。その辺のところをお願いしたいです。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） 自動車運転免許取得補助金の件についてお答えをいたします。

この補助金の要件としましては、消防団員がオートマ車限定解除、準中型等免許を取得する場合に20万円まで助成するもので、免許取得後5年以上の団員活動を続ける条件がございます。

この制度につきましては、平成31年度から導入しておりまして、現在まで利用の実績はございません。新入団員に対しましては、入団届に保有する免許証を記載していただき、車両の運転が必要と見込まれる団員にはお知らせをすることとなっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） 今お聞きしましたように、限定解除を受けたのは5年間で一人もいないと、20万を毎年組んであったんですが、その20万はどこへやっちゃったんですかね。本当はその20万を積立てしながら計画的に消防自動車を買うような方向で考えて、消防自動車が1,000万円以上はしますのでもっと要るんですが、そういうようなものを積み立てながら計画的にやっていたら駄目だと思っておりますが、今までそれをやっていた。いざ故障したときには1,000万ぽーんと使わなきゃいかん。それこそ、金がない金がないというところではやれませんから。

だから、そういう金をやはり積み立てながら計画性を持ってやっていただきたいと思っております。その辺のところをちょっともう一回、答弁願えますか。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

自動車運転免許取得補助金の不執行の部分につきましては、不執行でございますので、翌年度の財政調整基金なり、そういったところに積み立てて、いろいろな事業に使うこととなります。

こういった消防車両の更新につきましては、今後、車両の更新計画を立てまして、事業費をきちっと積算をしまして、計画的に更新を進められるようにしていきたいと思っております。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ちょっと補足させていただきます。

議員のおっしゃられることは非常によく分かります。ただ、これは消防自動車だけの問題ではなく、今これは消防団全体の在り方というのを見直す時期に来ているのではないかと思います。

例えば先ほど最初の答弁をさせていただいたように、操法大会のそういった今のところ参加しない、あるいは年末夜警もできるだけ負担が少なくなるよう。これは消防団の皆さん方で考えられて運営されている中、そうした中、今後定員の見直しというのとも出てくると思います。人口減少、特に若い人たちが減ってくる中で、じゃあ果たしてこの消防団の人数、今定数が適切かどうか、これは実際の団のほうでもやはりこういう声が上がっておりますし、そして活動内容、どういった活動を消防団というのが担っていくべきか、こういう基本的なこともやはり団員の皆さん、今そういう検討も始めたふうに聞いています。

この中で、必要な車両を含めた装備というの、どういったものが要するのか、本当に実際災害時、有事の際に必要なものは何なのかということも含めて、実際買っても使われない、あるいは使い勝手が悪いものだったらこれはもったいない話ですよ。ここは、今後団長をはじめ幹部の皆さん、また現場の団員の皆さんの声を聞きながら、しっかりとして防災計画の中に位置づけて検討していく。そういった考えでありますので、また議員のほうからも、また地域の声があったら寄せていただき、その中で有効かつ強力な防災体制というのを一緒になって構築していきたいとは考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） いろいろありがとうございました。

実際、団員の見直しということで、やはりサラリーマン化して自営業者がいないということで、なかなか集まらない。そうすると、消防車も各団に3台ずつあって、各団に30年以上の消防車が1台ずつある。もう買換えなくして、団員が集まらない、実際3台ずつ要らないというふうな気もしますし、だからその辺のところも一回見直していただいて、前向きな関係で消防自動車をぜひ購入していただきたい。

今はマニュアルばかりですから、全然運転できないんですよ。今の若い子は。免許証も違うんですね。普通車じゃなくして、準普通車というんですかね。それをまた限定解除か何か受けなきゃ乗れないということです。

そして、消防団員はそういうのは今までいなかったということで、恐らくこれからはないと思いますし、やっぱりそのためには物をそろえておいて、それから募集するというのが普通の筋だと思いますので、ぜひその辺のところをよろしく願いいたします。

続きまして、3番目の備蓄用品についてですね。備蓄用品についてお伺いしたいと思います。

財務省のほうから、いろいろ今この際ということで、日本全国を調べておられる備蓄用品ですが、笠松町もこれに当たるということで、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

先ほどちょっと述べましたが、女性目線で、女性の視点を生かした備蓄品の整備はどのように進めていくのか。現時点で分かれば、想定している方法があれば教えてほしいと思います。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

女性の視点を踏まえた備蓄用品の整備につきましては、大規模な災害が発生した場合、女性あるいは配慮が必要となる方も避難され、日本各地でその対応に課題が発生しております。そのために、女性等の多様な立場の避難者が避難所において安心して生活できることを目的に、まずモデルとなる指定避難所を1か所選定し、当事者となり得る方々による検討会、ワークショップ等を開催し、そこからの意見を踏まえて必要となる資機材を購入し、避難所運営の推進を図っていきたいと思っております。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） すみません。

女性等の視点を踏まえた、今回予算で計上しております避難所運営事業について、もう少し説明をさせていただきます。

過去の災害において、こういった専用更衣室や間仕切りといった女性のプライバシーの確保や女性等の意見の反映が十分でなく、女性等が生活しやすい避難所運営が課題となりまして、避難所という限られた空間で多くの人が集団生活を送る運営には、女性をはじめとする多様な意見を反映した生活ルールを決定する運営が必要であることから、女性等を交えた検討会を実施しまして、女性等の視点を踏まえた避難所資材の購入をするものでございまして、こちらの事業につきましては、県の女性等の視点を踏まえた避難所運営補助金を活用しまして、これを整備していくということでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） ありがとうございます。

取りあえず前向きにさせていただきたい。女性の視点からの備蓄用品を用意していただきたい。今までは本当に男性目線でずうっと集めていたものが、女性も4割お見えになりますので、ぜひその辺のところをよろしく願いいたします。

最後になりましたが、1つだけちょっとお伺いしておきたいことがありまして、当町から能登半島地震の際、避難所運営のため、町の職員を派遣したと聞いております。また、避難者にはいろいろなニーズがあると思われまして、提案された新年度予算案において、女性の視点を踏まえた避難所運営の事業がありますが、この事業についてはどのように進めていくのか、現時点で分かっている範囲で結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 女性目線のこういった事業というのは避難所とかで非常に重要でありますし、今回、来年度の予算にも女性の実際、具体的にいいますと防災にお母さんたちで取り組

んでいるオーリーブさんという団体があるんですが、そちらと連携しながら、特に子育て世代の皆さんの声というのは、今地域の避難訓練をしても、先ほど議員がおっしゃられたように、なかなかそういう若い人たちが参加しづらい。そういったことを補完する意味で、いろいろな若い女性や、あるいはお母さんや、またそういったあまり今までに聞こえてこなかった意見や要望をしっかりと取り入れながら、避難所の備品等も考えていきたいと思っておりますし、また今後そういった講習会みたいなもの、例えば避難所の設営訓練も、今までですとただパーティションをつくってそれでおしまいでしたが、今回の能登半島地震の教訓を生かした訓練というのも積極的に、これは女性目線も当然入れますが、さらに実践的なものも来年度は積極的に取り入れて、この笠松町の地域防災力の強化に取り組んでいきたいと考えているところであります。

〔8番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） どうもありがとうございました。

本当にこんなことを言っていていいかなんですが、いい教材ができたんですね、能登半島のおかげでね。だから、その辺のところも、これから前向きな姿勢でいろいろな方法を考えながら、ぜひよろしく願って、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） この際、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

質問する前に、昨日今日と9人全員の一般質問ということで、最後の9人目ということでございます。これも笠松町議会が、記憶の中では始まって以来じゃないかなあというふうに思っております。全員がこうして笠松町政に対して意見を述べるということは、またこれからも皆さん方が切磋琢磨して笠松町議会を守り立てていただきたいと、このように思っております。

3月議会最後の質問ですが、そんなふうで今回、質問事項、また質問要旨について、他の議員とダブっておる質問があるかと思いますが、私なりの視点で質問させていただきますので、よろしく願っていたします。

今回質問させていただくのは、令和6年度予算の重点的概要の説明及び昨年末に議員有志一同で提出させていただきました予算及び将来施策に関する要望書の回答書について、私なりの視点から抜粋して質問させていただきます。

限られた財源の中での予算編成には苦労されたことと思います。私たち議員も町民の多くの

方から、なかなか暮らしが楽にならない、そんなようなことを耳にします。昨年から続く食料品の値上げ、光熱費の値上げととどまることがありません。町民の幸せを一番に考えた予算編成にさせていただいたと思いますが、町長さんには昨年7月に2期目の町長選を連続無投票で当選され、町民の負託を受けられました。気を引き締めて、町民の幸せのために町政に臨んでいただきますようお願いいたします。

5項目ほど質問をさせていただきますが、1つ目として、地域防災力の強化については、まずは消防団員の確保は処遇の改善を進め、手当の額やいろいろな行事などの実施内容の見直しを進めることによって入団促進に取り組むと明記されていますが、この見直しは具体的にいつ頃からどのような実施内容に見直しをされるのでしょうか。これには消防団員の意見をどこまで取り入れようとしてみえるのか、近隣市町との連携もあると思われませんが、お答えください。

次に、効果的な排水対策及び内水ハザードマップの作成については、水防法、下水道法の改正に伴い、雨水管理総合計画の策定及び内水ハザードマップを作成することになっています。令和6年度は、ハザードマップの基礎となる雨水出水浸水想定区域図を作成し、令和7年度に向けて効果的な排水対策の検討を進めると明記され、併せて道路側溝の新設、改修を計画的に実施するとの回答をいただきましたが、これには町民の理解と多額の予算が必要になると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

2つ目に、特色ある学校教育の取組についての質問ですが、県外の自治体と連携して体験学習には私たち議員も事前研修として北海道新ひだか町等を視察させていただきました。令和6年度は、中学生は北海道新ひだか町、小学生は三重県志摩市へとそれぞれ24人を派遣することで、両自治体との交流を令和7年度以降も進められると思いますが、予算も予定していかなければなりません。町長のお考えをお聞かせください。

次に、中学校部活動の地域移行は喫緊の課題と思っておりますが、令和4年度より二町教育委員会において進められており、他市町では来年度以降の具体案が示されてきました。先生の中には土・日に関わらず、現在も部活動を指導されている方も多く見受けられます。やはりスポーツを通じての人間形成はなくてはなりません。地域移行に伴い、競技力の低下、体育系の部活の減少にならないか心配するところです。現在の地域移行の進捗状況はどのようなか、教育長にお尋ねいたします。

3つ目に、地域経済の活性化のためのにぎわい支援について、当町は笠松みなと公園の民間活力によるにぎわいづくりを目指しています。国土交通省の補助事業や様々な社会実験を行い、昨年度より多くの町外、県外の方々にお越しいただくようになりました。今後、さらなる民間連携が可能になる都市・地域再生等利用区域指定を申請され、年度内に指定受理の予定と聞いておりますが、令和6年度にはどのようなことを進められるのか、現在のお考えをお聞かせください。

隣の各務原市では、前渡地区の木曾川右岸河川敷ににぎわいの交流拠点、木曾川公園が12月オープンと新聞報道されましたが、私たち笠松町も頑張っていきたいものです。

4つ目に、円成寺厩舎の跡地の活用について、この問題については昨日もお尋ねがあったように、岐南町、笠松町の協働によるまちづくり調査・研究をされています。2月26日の全員協議会において詳細に説明されましたが、地元議員としてこの事業が速やかに進展することを願っております。

この場所は、県内外、町外・町内にたくさんの地主がおられます。やはり皆さん厩舎移転が予定どおり進むか心配しております。笠松町議会として、今後、どこまで意見が述べられるのか、そんな機会があるか分かりません。現在も放馬対策として莫大な予算を費やしています。速やかな厩舎移転と跡地利用を願っています。

関連の質問ですが、笠松競馬の売上げは右肩上がりです。ほとんどがインターネット販売で、来場者は500人、600人程度です。土・日はJRA地方競馬の場外があり、多少増えますが、場内の飲食業者は売上げの増加には巡り会えておりません。これも抜本的な改革が必要と思っています。

以上、いろいろ述べさせていただきましたが、副管理者として思い等がありましたらお答えください。

5つ目に、河川敷グラウンドの現在の利用状況についてお聞きします。

今までも何度か質問させていただきましたが、笠松町は人口は2万人ほどで、これだけ多くのグラウンドを持っているのは、県下の自治体では突出していると思います。この河川敷を一体的にネーミングを考えて、なお一層のスポーツ交流拠点にしてはどうかと思っております。人工芝グラウンド、天然芝グラウンド、江川グラウンド、米野グラウンド、勤労青少年グラウンドなど指定管理されているグラウンドと、町の交流センターで管理されているグラウンドはありますが、これらの施設の維持管理には多額の予算が盛り込まれております。これらのグラウンドを使用するスポーツ少年団、野球・ソフトボール連盟、クラブチーム、サッカーチーム、その他競技団体の年間の使用状況及び使用料はどのぐらいになっておりますか。令和4年、令和5年度の現在の状況をお聞かせください。

特に来年度以降は部活動の地域移行に伴って、小・中学生の様々な活動がクラブチームに移っていくことが考えられます。これからはサッカー、野球などクラブチームの入部が増え、クラブチームが重要になってくるのではないかと思いますし、保護者の負担も多くなることが見込まれますが、使用料の取扱いも含め、今後町としてどのような考えを持っていらっしゃるのかお尋ねいたします。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（尾関俊治君） 9番 安田敏雄議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 安田議員さんからは令和6年度の予算について幾つかの御質問をいただきましたので、一つ一つお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の地域防災力の強化、消防団員の確保に関する取組の見直しについて、お答えいたします。

消防団員の処遇改善としましては、令和4年度分の団員報酬より火災出動などの災害出動は、1回1,500円から8,000円に、その他訓練などの出動は1回1,300円から2,000円に見直しを行いました。

また、行事などを見直しにつきましては、令和3年度に団員を対象としたアンケート調査を行い、改善要望の多かった操法大会を見直し、今年度は操法大会の代わりに実戦を想定した放水訓練を実施したほか、入団式、年末夜警、出初め式など各種行事についても内容を見直し、団員の負担軽減に努めております。

また、県におきましても、昨年10月に県下の消防団員を対象にしたアンケート調査を実施しておりますので、調査結果を検証し、団員の意見にも耳を傾け、改善できる部分は改善し防災力の強化を図っていきたいと考えているところであります。

続きまして、雨水管理総合計画や内水ハザードマップについてのお尋ねでございますが、まず排水対策の件であります。

水防法が改正されたことに伴い、令和8年度以降に国の交付金を活用して内水対策事業を実施していくことに対して、雨水総合管理計画及び雨水出水浸水想定区域図の策定が採択要件として位置づけられました。

令和8年度以降も内水対策を実施していく上では、御指摘のように多額の予算が必要となり、国の交付金は大きな財源となります。そのため、令和6年度は内水ハザードマップの基となる雨水出水浸水想定区域図の作成を、令和7年度はより効果的な内水対策を検討する雨水管理総合計画の策定を国の交付金を活用して進め、令和8年度以降も引き続き交付金を活用できるよう進めてまいります。

また、雨水出水浸水想定区域図に避難情報を加えた内水ハザードマップを作成後公表する予定であり、住民理解を得ながら排水対策を進めていきたいと考えています。

次に、道路側溝整備につきましては、新設及び改修とともに断続的に実施しているところではございますが、近年における田畑の宅地化による遊水地の減少により、道路に水たまりができるなどしており、側溝の新設要望も多く寄せられている現状です。また、側溝の老朽化に伴う蓋のがたつきなどに対する修繕要望も多く寄せられておりますし、側溝内の滞水や断面が著しく不足する側溝があることも確認しております。

これら要望に全てお答えしたいところでありますが、限りある予算の中で効果的に整備、改

修ができるよう現地確認し、道路状況や住民ニーズを踏まえ対応していきたいと考えています。

また、財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業債をはじめとした国からの補助金、交付金の採択基準を調査し活用していきたいと考えています。

続きまして、新ひだか町、志摩市との自治体交流についてのお尋ねでございます。

令和5年度より開始いたしました北海道新ひだか町派遣研修事業では、昆布採りや乗馬の体験、門別競馬場や襟裳岬の見学、現地中学生との交流、競馬産業やアイヌ文化の学習など、現地教育委員会や関係者の協力を得て非常に充実した研修活動が実現できました。

事後報告会においても、生徒一人一人が研修の振り返り成果を発表し、とても貴重な体験の機会になったことを確認したところであります。

今回は、応募者も多く集まり、参加者の評価も高かったため、次年度の定員増加を検討し、集団行動での管理、把握のしやすさ、交通機関での制約、グループ活動の適切な人数などを勘案し、定員を4人追加して実施いたします。

また、新規事業として、以前より自治体交流を深めている三重県志摩市へ小学生を派遣し、県内や近隣ではできないマリンスポーツ、シーカヤック体験や、クルーズ乗船など、海辺の自然や景観にじかに触れる宿泊研修を実施します。

日程は10月のキッズウイークの平日、1泊2日の行程を予定しています。親元を離れて一緒に学校、学年ではない児童たちが、共に伊勢志摩の自然を体験して、仲間として絆を深める貴重な研修となるよう内容を精査してまいります。

そのほかの交流事業では、今年度も実施いたしました笠松春まつりやリバーサイドカーニバルでの両市町の特産品の販売、観光PRも引き続き実施してまいります。また、志摩市とは、秋頃に友好都市提携の締結を予定しており、締結後には町民が志摩市での宿泊施設を利用した際の助成制度を設けることも考えています。

予算については、令和6年度当初予算には計上せず、関係機関との協議が調いましたら、補正予算にて対応したいと考えています。

加えて、交流のきっかけとなった両商工会による勉強会や視察研修なども継続していく旨を聞いているところであります。

新ひだか町とは、未来館、博物館での双方の町の紹介や、各町の特化施策、当町でしたらふるさと納税やGX推進、産官学連携を、新ひだか町では移住定住促進、SNS活用などを勉強し合う職員間での行政交流を予定しています。

今夏の訪問の際に、現地にて一部実施し、その後はウェブ会議システムを活用し、遠隔にて継続的に実施してまいりたいと考えています。

続きまして、笠松みなど公園の展開についてであります。笠松みなど公園では令和2年度の実験的官民連携支援事業や令和3年度からの様々な社会実験を実施しながら、民間連携を検

討してまいりました。

令和5年度には、アウトドア事業者が公園に常駐し、公園管理の受託に加えて自主的活動として有料バーベキュー運営や新たなスポーツ関係イベントを開催し、官民連携によるにぎわい創出を図りました。

そして、3年間の社会実験による経済効果の検証を踏まえ、さらなる官民連携が可能となる都市地域再生等利用区域の申請に至りました。指定後の令和6年度では、これまでと大きくさま変わりするものではありませんが、町と公園管理事業者、各種団体が連携を密にして公園特色を生かした、また工夫を凝らした内容とし、滞在時間の延長や消費額を増加させる近隣公園との差別化を図ったイベントの開催を進めてまいります。

また、イベント実行委員会においても、令和6年度に新たなイベント事業を展開してにぎわい創出を図っていくとしております。様々な団体や企業と連携・協働して、従来とは違う型にはまらない柔軟な発想によるイベントの開催を試み、町の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、円城寺厩舎の跡地についてのお尋ねでございます。

まず、副管理者としての思いを述べさせていただきますと思います。

笠松競馬場の円城寺厩舎移転については、岐阜県地方競馬組合では最重要かつ最優先課題として取り組んでいます。厩舎移転は関係者にとって大きな問題である放馬事故の抜本的な対策だけでなく、年間約11億円にも上る放馬対策経費を少しでも削減することで、長年の懸案事項でもある施設再整備のための費用に振り分け、一日も早く着手することも目的であります。

現在の厩舎移転事業の進捗状況につきましては、当初、令和7年度末を目指していた完了時期が少し遅れる見通しです。これは、移転先の地権者や周辺住民の皆さんから寄せられた要望や意見に対して丁寧に対応しているためであり、引き続き合意が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、来場者数の増加については、組合でも笠松競馬の魅力度アップや新たなファンの拡大が不可欠という認識を持っています。具体的な事業については、岐阜県地方競馬組合議会において説明がなされると思いますが、重賞レースの賞金増額やキャッシュレス端末の導入、ネット広告など、宣伝の拡充、新たな場内イベントの開催などを検討しています。

ただし、議員の言われる抜本的な改革については、スタンドの改修やパドックの移設など魅力的で清潔な競馬場にするための施設再整備が重要であると考えます。

また、笠松町長の思いとして少し述べさせていただくなら、笠松競馬の発展のためにこれまで以上に組合や構成団体である岐阜県や岐南町と連携しながら協力していきます。例えば、昨年、町のふるさと納税を活用した女性騎手、厩務員のためのトレーラーハウスを設置したように、今後も女性が働きやすい職場づくりを支援していきます。さらに、将来的には子供たちが

馬と触れ合える機会を設けたり、ホースセラピーの研究を進めるなど、人づくりや福祉の面からも笠松競馬の存在意義を示したいと考えています。

そして、笠松競馬は、町のPRや地域経済の活性化の点でも重要な役割を担っています。今年の1月に開催されたコスプレイベント、仮装の宴では、全国からのコスプレイヤーが参加したほか、蹄鉄クッキーをはじめ競馬をモチーフにしたお菓子もロングセラーになっています。

さらに来年度は、ロケツーリズム協議会の加入により、競馬場を映画やドラマなどのロケ地に誘致したいとも考えています。

今後も引き続き笠松競馬の発展のために取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、河川敷グラウンドの現在の使用状況についてであります。

現在、笠松町では、岐阜県サッカー協会で指定管理者としている2つのグラウンドを含め8つのグラウンドを所有しております。県内の笠松町と同程度の自治体が所有するグラウンドは、平均して3つ程度ということからも、議員がおっしゃるとおり当町は突出しています。

この河川敷グラウンドで活動している団体の令和4年度、令和5年度における使用状況及び使用料についてですが、直近の1年間のデータでは、スポーツ少年団では71時間、2万6,270円、軟式野球連盟では130時間、4万8,100円、ソフトボール協会では71時間、2万6,270円、クラブチームについては、特に利用の多いクラブチームでは1,598時間、59万1,260円、その他の競技団体では659時間、32万40円となっています。

前年についてもほぼこの状況ですので、説明は割愛させていただきます。

これに関連して休日の地域移行についてであります。この後教育長が答弁されると思いますが、従来の中学校部活動の形を残しつつ、既に地域移行は完了しているのではないかと認識しております。また、地域移行に伴う保護者などにおける負担軽減については、国のガイドラインに従い、当町においても必要な支援を引き続き行ってまいります。

一方で、現在活動しているクラブチームは、それぞれの団体の目的に応じた活動をするために設立し活動されています。こうした既存のクラブチームは、今すぐに中学校部活動の休日の地域移行に該当するクラブになるわけではございません。しかし、こういったクラブチームは競技大会志向、トップアスリートを目指す子供たちの受皿として大変重要な存在であることは、町としても十分認識しております。

既存のクラブチームが国などの方針の中で部活動の地域移行における受皿となることも考えられることから、今後、国などの動向を注視しつつ、必要な対応を関係団体とともに検討してまいりたいと思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 安田議員さんの御質問、中学校の休日部活動における地域移行についてお答えをいたします。

笠松中学校では、令和5年5月より休日部活動における地域移行を15部活全てで実施しております。これはスポーツ系・文化系全てでございます。

しかし、議員御指摘のとおり、笠松中学校の教員7名、さらに羽島郡内の小学校に勤務する教員1名にも協力を得ており、全てが地域の指導者ではございません。休日の部活動を希望する教員は、兼職兼業の申請許可を得ることが必要であり、地域の指導者としての立場で指導をしていただいております。とはいうものの、ここ羽島郡では御自身のそれぞれの専門性を生かして生徒への指導を快く受けていただいております。そういった方が非常に多くいらっしゃいますので、こうした地域移行を進めていくことができいております。そうした面で非常に感謝しております。

地域移行1年目を終えようとしておりますけれども、当初は指導者と部活の顧問、教職員です、との連携に不具合が多少見られました。場を重ねるにつれてそうした不具合は解消されていきました。また、指導者の意図が保護者に伝わらない、そうした意思の疎通に課題が見受けられたこともございましたけれども、羽島郡二町中学校部活動指針にございます教育活動の一環としての位置づけであることを改めて確認をすることで、大きなトラブルに発展することなく運営ができたというふうに思っております。

部活動の地域移行による利点の一つに、専門的な指導を受けられることが上げられます。

部活動の顧問を務める教員は、必ずしもその種目の経験者とは限りません。その種目に精通した外部指導者が指導することにより、生徒たちは専門的な指導を受けられるようになります。

例えば、笠松中学校の女子バレーボール部は、今年度の中体連の夏季大会で県大会優勝、そして東海大会を経て全国大会に出場した、そうした成果が見られておりますし、他の部活動につきましても競技力が低下したとの声は聞かれておりません。

また、少子化の影響で学校単位では人数が不足し、種目によっては複数の学校で合同チームをつくり、大会に出場する例が増えてきております。郡内においても、野球とサッカーが笠松中学校と岐南中学校で合同チームとして活動しておりますけれども、地域移行により様々な形態で柔軟に活動することが可能となってきました。

さらに、来年度に向けてでございますが、ソフトボール部は現在岐南中学校しかございません。また、女子のハンドボール部は現在笠松中学校しかございません。自校にない部活動を希望する場合は、メンバー登録をして合同チームとして活動できるように整備をしておるところでございます。

また、卓球では、総合型地域スポーツクラブとして、小学生、中学生合同で活動できるようにしているところでございます。

このように生徒たちの選択肢を狭くしないよう努めたい、そんなことも考えております。

以上、部活動についてお答えをしてみました。部活動の位置づけとは少し異なりますけれども、保護者クラブを実施し、さらにさらなる競技力の向上を目指して取り組んでいる生徒もおります。

この休日の部活動地域移行に関わっては、羽島郡だけではなくて、全国的にその地域の実情によって問題や課題が本当に様々でございますけれども、スポーツ活動や文化活動を通しての人間形成は極めて重要なものであると認識をしております。地域の理解や協力、それぞれの町の支援をいただきながら、一つ一つ体制を整備、強化していきたいと考えておるところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

[9 番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 9 番 安田敏雄議員。

○9 番（安田敏雄君） ありがとうございます。

5 項目ほど質問させていただきました。そういうことで、再質問ということですが、二、三点少しお聞きしたいと思いますし、お願いやら要望というようなことで進めたいと思います。

その中で、1 番目の地域防災力について、今町長さんのほうから消防団の関係、またハザードマップの関係いろんなことをお聞きしましたが、今度の能登半島地震においてもふと思ったのは、ある程度備蓄も大事ですが、特に飲料水というんじゃなくて、生活水、お風呂、それからクリーニング、そんなことで、この笠松町も飲料水はやはりよそからいただくものがたくさんあって、特に笠松町なんかも生活用水をどうしたらいいのかなあということを思っているんですが、現在、生活用水を、何かほかの自治体では浄水器を買って備えたとか、そういうようなことを聞いていますが、その辺、生活用水、特に断水によって下水が使えないというようなことで、大変トイレの問題やら今のお風呂の問題、それは自衛隊が近くにありますがけれども、町長さん、生活用水の確保はどんなふうに見えてくるか、一遍ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） うちの職員も輪島市のほうへ何人も避難所支援ということで行っている体験したことを聞かせていただいているんですが、その中でやはりみんな口をそろえているのはやはり水の問題、議員がおっしゃられるように。飲み水もそうですし、生活用水、またトイレが使えないということで、衛生管理においても皆さん非常に困っていらっしゃるというお話を聞きました。

今、内々で私や担当課のほうで考えているのは、まずは水の備蓄をやっぱり増やしていかなきゃいけないんじゃないかということと、あと例えば自前で給水タンクみたいなのをそろえ

て、これはどういったものかちょっと分かりませんが、まだ考えていませんが、簡易的なものでも入れて、それをこちらから待つのではなくて、水を提供していただける自治体のある地域へ行って水を頂いてくる。そういった積極的ないわゆる活動もこれから必要になってくるのではないかと考えています。

また今後、今回の能登地震の教訓を見ながら、また周辺の自治体の取組も参考にしながら考えていきたいと思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） 町長さん、ありがとうございました。

毎日まだテレビなんかを見ておると断水で1万9,000世帯ほどお水に困っておる、断水ということで、なかなか特殊な能登半島の地域ですので、やっぱり我々は四方八方から救援隊が入れますけど、能登は一方通行ですので、道路の確保とか断水、特に大変だろうと思っています。

ということで、この笠松町を、濃尾大震災から約130年、南海トラフもいつ起こるか分からないというようなせっぱ詰まったようなことですので、この生活用水、また避難所の問題、備蓄の関係、その備蓄もやはり水とか乾パンとかそのことも大事ですけれども、やはりそのときそのときに我々の町が何を必要としているかというようなことで、しっかり備蓄のほうも考えて、直すところは直して進んでいきたいと。特に下水道管が破裂すると大変なことになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2つ目の特色ある学校教育ということで、今般、町長さんのほうから、志摩市と北海道、来年度、小学生、中学生を派遣するというごことばでございますので、我々もしっかり視察させていただきましたが、令和6年度、また有意義に、本当ならもっともっと、30人、50人と連れていけばいいんですが、やはりそんなわけにもいきませんし、まとまりのある子供たちを連れていくにも、やはり20人、30人が一番適当かなというふうに思ひますけれども、なかなか予算的な問題もありますので、そんなふうでこれからの、特に志摩市はゼロメーター地帯というようなことを、僕も2回ほど志摩市へ旅行に行ったことがありますけれども、大変風光明媚なところで、もう一度行ってみたいなというところにも入っていますが、子供たちがやはり小学生、中学生で学んだことは一生忘れないと思ひますので、何とか皆さん方の希望を聞いてしっかり進めていただきたいと思ひます。これは要望しておきますので、よろしくお願ひいたします。

そんな中、地域移行のほうですが、これは2月22日の朝日新聞に部活の地域移行について、中学生の認知度は28.3%、これは全国18自治体の中学生2万3,000人余りから回答をいただいたと書いてあります。そんなふうで認知度の低さについて、担当者は教員や教育委員会など特定の大人だけで議論される傾向があるというようなことで、子供の声を聞きながら進めること

が大切ということで書いてあります。

今、教育長さんの答弁では、まだ1年済んだと、これで令和6年度はある程度具体化されると思いますけれども、同じ中学生に聞きますと、やはりどっちかといえば、他校と合同でチームをつくったりするのは大変いいことではないかということで、中学生のほうは活動したいというようなことも書いておりますけれども、その上で教職員の先生方には回答された方にはなかなかしっかりと内容が進められるのかということを考えていますし、やはり我々がそうだったし教育長さんもそうですけれども、我々は土・日に部活動、運動して、その上とにかく学校の先生に教えていただいて、野球なり、サッカーなり、いろいろな部活にやってきたほどですね。

本当に僕もずっと指導者の先生に恵まれて野球などをやってきましたけれども、僕の同級生にも箱根駅伝を走ったのが3人おりますけれども、やはり土・日の部活でそれをみんな30年40年とやってきたことを、今になって先生方は働き方改革ということで、少しでも先生方の負担を減らさないかということ、ただどうも皆さん方が、先生方が、また立派な指導者も見えるとありますが、その辺も先ほど答弁いただきましたけれども、やはり先生方にまたお願いして、地域の移行も大事ですけど、もっともっと子供たちに寄り添っていただいて、スポーツを愛していただいて、しっかりと人間形成していただきたいと思いますので、もう一度その関係、ちょっとお答えができればお答えしていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） きちっとお答えできるかどうか分かりませんが、非常に難しい問題がございまして、働き方改革というの、これは本来その部活動の休日活動の地域移行の話が出た中で、働き方改革というのがそれについてきたというような、そんな流れになっておりまして、安田議員がおっしゃる先生方と子供の関係づくりであるとかは非常に大事なところで、それを部活動で培っていた分を、また日常の教育活動の中で培っていくということも非常に大事にしたいと思っておりますし、教職員の中には部活動を指導したいという先生方も30%ぐらいはいらっしゃいますので、その方々には同じような、部活動の顧問という形ではないんですけれども、指導者としても引き続き並行して行うという形を取っていきたいと思っております。

ここで明確な答えができないのは、部活動が今は教育課程の中には、現在の学習指導要領の中には入っておるんですけれども、それがやがてどういう形になっていくのかというのが非常に私どももつかみ切れていないようなところがありまして、例えば今小学校でいうとスポーツ少年団、学校は学校の授業をやって、地域の方々にそのスポーツ少年団で御指導いただいていると。そういった形にもなっていく可能性もなきにしもあらずかなと思っておりますし、今の状況が非常に中途半端といいますか、難しい状況であるということでお答えしづらいんですけれども、安田議員がおっしゃる思いは、私も同じ世代ではないんですけれども、部活でやってきた人間

として非常に意義のあることだと思います。

子供たちの意識の中にも本当に専門的にそれを究めて、そしてそれを自分の将来に生かしていきたいという、そうしたお子さんもいらっしゃる、私は健康づくりのためにこの部活動をやって生涯の友として付き合っていきたいという、そういった子供たちの価値観、それも違っている中で、学校部活動としてはどう扱っていくのか、そしてまたその専門性を高めるためにはどう扱って、そこでその教員としてはどう関わっていくのか、模索中でございます。申し訳ございません。すみません、はっきり言いたいんですけど。

〔9番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） お昼になりましたけど、あと13分ほどですが。

いろいろお聞きしました。そんなふうで今の地域移行にしても、これは学校教育を町長さんのほうで中学生、小学生、大変いいことだろうと思いますし、1つ目の防災力についても、この笠松町も本当に今大きな災害はないんですが、こればかりはいつ起こるか分かりません。そんなふうで、特にこの笠松はやはり地震とか火災が一番心配じゃないかなというふうに思っておりますし、そんなふうでまたお願いしたいと思います。

そんな中で少しだけ時間をいただきたいのは、円城寺厩舎の問題ですけれども、去年の町政懇談会で円城寺の町内会長さんが提案されて、円城寺厩舎の跡地利用について、早急に県、国を巻き込んで、この先50年を展望するような利用計画、未来予想図の作成を希望する。子供たちが大人になったときに感謝されるような計画の取りまとめをお願いしたい。現在もいろんな業者が跡地について活動していると聞いているので、早急な対策を希望するというようなことで、去年の11月でしたかな、町政懇談会で町内会長さんが申された、あれに載っています。その中で、答弁として地権者の意向を尊重して、地域住民の意見を取り入れた計画を策定していきたいというようなことを書いてあります。

私たち地元の者として、スムーズに厩舎が移転され、その後の跡地利用が、やはり将来的に立派なものになるように願っておりますので、もう一度町長さん、思いだけ少し聞かせてください。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 厩舎移転に関しては、先ほども答弁させていただきましたように、まずは放馬対策、これは今売上げが非常伸びているわけでありますが、ただ議員も競馬議員として長年携わって御承知かと思いますが、厩舎関係の皆さんにとっては本当に大きな不安材料であります。これを解決するために、まずは厩舎移転をスムーズにやる。そして、そのためにはまず移転先の薬師寺厩舎の地権者の人たちの合意を得る。そして、その段階を経て、円城寺厩舎の具体的な活用方法へ進んでいくというふうに私自身は考えているわけでありますが、その厩

舎の跡地活用につきましては、約3万坪ありますし、また調整区域、また岐南町とまたがっているということで、正直申し上げて笠松町の役場だけでできる仕事ではないというふうには思っています。

なので、民間の専門家の皆さんとか、あるいはもちろん今、先般、円城寺の町内会長さんが御指摘されたように、国、県もしっかりと協力していただく、そういった体制づくりを今の段階から関心を持って協力してもらい、そういった空気をつくっていくのは私の仕事でもあり、また議員の皆様にもぜひとも御協力を願いたいと思います。

決してこれは笠松町だけの話というか、効果は笠松町だけではないと思いますし、岐南町だけではないと思います。御承知のように、円城寺既舎のある土地というのは、愛知県の玄関口にあります。岐阜県にとっても、あそこは再開発によって人が増え、お金が入ってくれば、県としても大きな魅力ある。また地域経済、岐阜県全体の経済に与える影響が非常に大きいと思います。

そういったことを私自身も事あるごとに、県や、あるいは民間の企業の皆さんにお話を申し上げ、少しでも協力を得られる、そして一緒になって考えていける、そういった体制づくりを進めていく、そういった気持ちでおりますので、また議員のほうからもいろいろそういった御意見とか、またアイデア等がありましたらおっしゃっていただければ、またいろいろと役場、そして岐南町を含め、関係者と一緒になって協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

[9番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

この問題については、本当に慌ててもいけないし、やはり遅れることも許されないということで、近々の問題だろうと思います。

そんなふうで前にも岐南駅の誘致ということで、協議会をつくって円城寺の22号バイパスの東側を都市計画で区画整理をやるかということで進んでおったのが15年ぐらい前の話かな。そうするともうなかなか手がかず、今では民間の住宅がどんどんできちゃって、もう手つかずで終わっちゃったんですけど、跡地利用も我々、JRの下にも笠松町のまだ用地もありますので、そこら辺もきちっと進めていただきたい、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に1つだけ、河川敷グラウンドの問題ですけれども、今町長さん言われたように、クラブチーム、スポーツ少年団、連盟のスポーツ団体、とにかく大変クラブチームが使うにも年間50万、60万今払っているわけですね。それは費用対効果として払っていただくのは当たり前ですけれども、これもやはり町長さんいつも言われるプロスポーツ、サッカーとかバスケット、

それには県下各自治体が30万、50万と協賛金を払ってみえますので、そんなふうで、この羽島郡から立派なスポーツ選手、またアスリートをつくるにも、これからはクラブチームにもある程度目をつけていただいて、やはりスポーツ少年団の使用料とクラブチームが使うその使用料を、片方は無料、片方は50万、60万、これは大変な父兄に負担がかかると思いますので、そこら辺も見直すところは見直して、小学生、中学生、しっかりアスリートを育てるには、やはり行政がしっかり目標を持って、このグラウンド、スポーツ交流の場として多くの小学生、中学生が使っていたかなきゃいかんと思います。

本当に今、大谷さんがグローブを公立小学校へ3個ずつ寄附して、何とか少しでも野球人口が増えるように、またスポーツを愛する、私たちの時代には本当に開拓者の精神で勉学とスポーツに当たれということを教訓にしてずっと私は考えておりますので、そんなふうでスポーツを愛していただくには、ある程度この使用料はあまりにも隔たりがあるんじゃないかなあと、このように思っております。

スポーツ少年団もそうですが、野球連盟もソフト連盟も、本当に今4チーム、5チーム、我々のときは35チームぐらい野球もありましたけれども、そんなふうで町内の一般の方の環境の変化ですね、そこら辺もしっかり考えていただいて、町長さん、最後になりますけれども、大変長い間お世話になりましたが、これをもって3月末で勇退しますけれども、そんなふうで、どうか今後ともしっかりと町政発展のために考えていただいて、町民の幸せを願っておりますので、もしよければもう一言だけよろしく願いいたします。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ありがとうございます。

スポーツ地域移行につきましては、私の中では、まずはいわゆるクラブチームと部活動のすみ分けというか、在り方をしっかりして、今ちょっとあやふやなところがあるものですから、またいろいろ捉え方が違うから、スポーツ少年団、部活、クラブチームそれぞれもう少しその目的というか、そういうのをやって、例えば本当にトップアスリート、甲子園に出たいという子はクラブチーム、あるいは純粋にいろんなスポーツを楽しみたい、体づくりしたいという子は部活、スポ少とか、そんなようなことを関係者の中でしっかりと共通認識できれば、今回の使用料のことも見直しもできるのではないかというふうに思ってます。それにはまた皆さんのお力添え、また御意見、またアイデア等が必要だと思います。

そして、今、いろいろ御質問いただきました安田議員さん、今期で御勇退ということで大変お世話になりました。ただ、人生100年時代であります。まだ勇退されても100年だと20年近く残っておりますので、引き続き笠松町あるいは円城寺の地域のためにいろんな面で御活躍を願って、笠松町のまちづくりにぜひとも御協力、これは岡田さん、そして長野さんにも一緒のことが言えますが、御健勝であられることを心より祈念申し上げまして、まずは感謝と、そして

お疲れさまと申し上げて、私の答弁を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○9番（安田敏雄君） どうもありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） これをもって一般質問を終結いたします。

この際1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時13分

再開 午後1時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

日程第3 第6号議案から日程第36 第39号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第3、第6号議案から日程第36、第39号議案までの34議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第6号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり承認されました。

第7号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり同意されました。

第8号議案 笠松町教育振興基金条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

第9号議案 笠松町飼い主のいない猫対策基金条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

第10号議案 笠松町企業立地促進条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） 確認ですが、これは5年か6年ぐらい前に企業誘致するときに、先端企

業、今これも少し載っていますけれども、先端企業の場合は調整区域でも建つと、それで雇用が50人と、それで坪数は5,000坪以上かな、何かそんなような前お聞きしたことがあるんですが、その辺のところ、ちょっと確認でするので分ければ教えてほしいと思いますが。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、岡田議員さんからの質問に対してのお答えをさせていただきます。

今、岡田議員さん言われましたように、例えば5ヘクタールとかのそういう面積に関しましては、地区計画とかで規定をされている、また先端技術に関しましてはその開発要件であるというようなことで、企業さんが建設というか、こちらに来ようとする場合にはいろんな条件等がありますので、その都度確認もしながらやっていきたいというふうには思っております。

それで、今回の条例につきましては、今岡田議員さんから言われた内容とはまた別の条件がありまして、新たに笠松町に企業を建設するとかに対しまして、投下固定資産の取得の総額が3億円以上であるとか、あと従業員が中小企業ですと5人以上が新たに雇用するというような条件の下で、笠松町に工場等を設置された方に、固定資産税の10分の10を3年間補助するというような制度となっているものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） ありがとうございます。

というのは、この条例はこの条例でいいんですが、調整区域は前回の話ですと調整区域でもよかったんですが、これでは調整区域は駄目だということですね。それだけちょっと最後確認します。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 調整区域は、基本的に御存じのように、私も調整区域に住んでいますが、新たな建物というのは基本的にはできないということで、今部長が答弁した地区計画というのは、5ヘクタールの一団の土地があったときに開発が認められるというんですが、これはちょっとまだ私も今勉強不足であれですけど、たしか住宅地とかそういうのは駄目で、非常に限られた用途だということでありまして。なので、今回のあれは、もともと調整区域にはこういったものは基本的に、このぐらいの面積の3億円程度のあれは多分できないと思います。なので、これはそれとは関係なく、笠松町内で建設された工場とか企業の中で、事業者の中で条件が合えば、それを適用させていただくという条例でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） この条例は、岐阜県の補助金をもらうために、県内の各市町村がこの条

例をつくらないと補助金の対象にならないということで今回条例提案されているんですけども、今回は条例だけなんですけれども、これが条例をつくってから、末尾にこの施行は公布の日から施行するとなっておりますんですけども、2つお聞きしたいんですけども、1つは、この条例をつくったときに、県の補助金がもらえるんですけども、100%補助なのか、町の負担があるのか、それが1点と、公布の日からというんですが、公布の日はいつになるのかということはまだはっきりしないんですけども、令和6年度から対象になるのか。

今のところ、そういった今の町長の説明ですと市街化区域になると、大きな工場を笠松町に建てるだけの余裕がある土地はないんじゃないかなあということをおっしゃるんですけども、それで令和6年度にそういった企業がもし出てきて手を挙げた場合に、令和6年度からその事業が展開できるものなのかどうか、その辺も併せてちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、伏屋議員さんから2点の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、県補助が100%なのか、それに対して町の負担があるのかということでございますが、県に申請して、県から補助金が出る部分につきましては、笠松町として負担する部分はありません。

2つ目の令和6年度から対象となるのかということでございますが、申請は創業を開始した90日以内にこの笠松町に対する企業立地の申請はしていただくことになりまして、まずうちのほうに対して固定資産税の10分の10を補助するということになりまして、創業開始後に初めて賦課された年度の分から補助をするということになります。例えば、今年度交付の日以降申請をいただきまして、創業が今年中であれば、基準日が令和7年の1月1日ですので令和7年度から、令和7年度に入ってから創業を開始しましたら、その翌年度からというような形で補助をするという形になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） もう一つ、今岡田さんが質問されたことなんですけれども、調整区域であるならば、5,000坪以上は開発をかけることができるということがあったんですが、実は今政府のほうで半導体産業を誘致するために調整区域3,000坪でも開発はかけてもいいということになりました。これは間違いありません。ただ、そうなったときに、3,000坪当たりでその半導体の工場というんですかね、募ろうと思ってもとても小さくて、1万坪、2万坪ぐらいないととても不可能だというふうに思います。

今、全国で展開している熊本とか、それから北海道がテレビなんかに出てくるんですけども、そのほかにあと5件ぐらいが国内で申請を出されて、それに対して約1件当たり2,000億

の補助を出すということを言われておるんですね。全部で6兆ぐらい国が支援するという事になっておりますけれども、そういったことも笠松町としては調整区域ぐらいしか土地がないんですね。市街化区域でやろうと思っても絶対不可能なんですね。民間事業者に対して、笠松は調整区域しかやるところありませんよといったときには、企業がそんな笠松町に工場を建てたいという話は絶対持ってきませんので、調整区域も活用できるようなことを考えていかないと、笠松町には企業誘致はできないということになりますので、その辺も含めて今後検討していただきたいなということを思います。

それと同時に、町長が以前から言っていらっしゃるように、やっぱり門間、北及の調整区域の解除をするためには、やっぱり大きな工場を誘致して、それに併せて従業員の住宅が必要になってくるわけですので、そういったことをセットで規制解除に持っていかないと、いつまでたっても調整区域は解除できないということになりますので、その辺も考えていただけないかと思いますが、町長の考え方を教えていただけないでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 3,000坪の土地ということなんですが、私ももしそういうのができればいいんですが、まず1つ問題なのは、非常にあそこの地権者という人は小さな1反ぐらいの田んぼの方がたくさんいて、また地元以外の人もいろいろその地権者がいらっしゃるということで、まずその話をまとめなきゃいけないということと、あと調整区域の解除というのは我々だけで決められるわけではございません。岐阜都計がありまして、岐阜市とか瑞穂だったかな、羽島とか、そういったところと協議の中でありますんで、あともう一つ、これも私聞いて少し頭を悩ませたのは、一定の市街化区域の枠があるので、うちが調整区域を市街化区域に変えると、よそのところを市街化調整にするとか、何かそんなようなこともあるというふうに聞きましたので、笠松町独自で都市計画を立てられれば何とかなるかもしれませんが、なかなかそういう1つ2つ、幾つもあるハードルがあります。

ただ、そういったことはやりたいという思いはあるので、これからまた特に農業委員の皆さん、ようやくと言ったら失礼なんですけど、環境も以前と比べてそういった方向へ皆さん動き出したので、時間はかかるかもしれませんが、しっかりと調査研究を進めて、実現に向けては努力していきたいとは思っています。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） この条例について別に反対するわけではないんですけれども、投下固定資産の取得価格は3億円以上であるというふうに議案資料に書いてあるわけなんですけれども、この3億円というのはどうしてこの3億円というものになったのか。例えば、個人レベルの企

業だとなかなか難しい金額だなあというふうに思うんですけども、ある程度の資金力のある企業を前提として考えておられるということなのか、その3億円になった理由というのが、ほかと比べてほかもこうだったからということなのか、笠松町としてどう考えられたかということについて御質問します。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 川島議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

3億円にした理由ということでございますが、県の工場誘致、県の今回の基となるといえますか、補助の条件が3億円ということとなっております。先ほど、事業所につきましても県に合わせたということで提案説明等でさせていただきましたが、この3億というのも県に合わせて設定をさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

県のもともと何かそういう申請というか、そういうことがあってという話も聞きましたけれども、そうすると、例えばもう少し小さい資本力の方が何かしようとしたときに笠松町として何か考えるという、あくまでも県の補助金があるということが前提で、笠松町にこういう条例がなかったのかということ、これを組み立てたというふうには聞いたんですけども、町として何か、例えば小さなお店ですと創業支援とかいうのがあったと思うんですけども、企業でも、製造業でも何でも使えるとは思うんですけども、それは創業支援なので、そうじゃなくて、もう既にやっぴらっしゃる方が新たに資本投下して、笠松町にそこまでではないものを造ろうと思ったときというのは何もないということ、考えようとは思わなかったということ。あくまでもそういう前提があって、県の条例があるのでということでの整備という考え方でしょうか。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

以前、何年か前にも産業振興助成ということで制度を設けさせていただきました。ちょっとそのときには業種の選定ということの関係で不動産会社等々が大部分を占めてしまった、新たなそういう工場等が来れなかったというような事情もありまして、そこは廃止をさせていただきました。

それで、今回につきましては、そういうようなことも検討したんですが、まずは県の基準に合わせてやっぴらこう、今後、笠松町にどういう企業が来れる状況にあるのか、いろいろそこは検討して、もしそこで誘致をしたいような企業が出てきましたら制度設計をしていきたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

さっきの賃貸のやつが多かったというのは、私もずっとここにおりましたので分かっているんですけど、ただ、一度固定資産税を払ってもらって返すという方法なんですけれども、結局返すということは固定資産税が減額になっていくと、収入としては、3年間は町から言うところ減収になるということになるんでしょうか。3年間減収になるということですよ、それを補填するということはどこにもないわけですよ、ということです。それに見合うだけの、例えばその企業なりから上がる税金なり、従業員の方の税金なりというのがあればまた話は別なんですけれども、固定資産税というのは町の税金として非常に大きな意味があるもので、それを減収して、固定資産の投資額3億円というのはそれなりの金額になると思うんですけども、固定資産税そのものの分が減っていくと、3年間は減るということによろしいでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

3年間固定資産税を払っていただきまして、その同額を補助するというので、厳密に言えばその分減収となります。ただ、4年以降にはその会社から固定資産税も入ってくるというようなことで、町としても利益というか、有利ではないかというふうに考えております。

また、今回の条例で、もう一つ雇用促進奨励金というのも出ております。ここはやはり笠松町民、地元の方を雇用していただくということで雇用促進にもなりますし、働いていただければ、住民の方ですので住民税も増えるというようなことも考えておりますので、ある意味投資といえますか、そういう考えでおります。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

第11号議案 笠松町監査委員条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

第12号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 企画環境経済部の中の情報化に関するということが入れられたということなんですけれども、これはほかの部に関しても情報化に関することは全部企画が管轄するという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） それでは、川島議員さんからの御質問にお答えをさせていただきます。こちら企画環境経済部の情報化に関することにつきましては、全庁に関わる統制的な部分をここが担うということで、当然業務ごとにいろんな情報化というのは出てまいります、全庁的な統制を図るという意味合いで今回このような改正を加えさせていただくというものでございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 今、全庁的な情報収集するということなんですけれども、何に対してやるんですかね。まずそれをお答えください。

○議長（尾関俊治君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

今回、情報化に関することという言葉で分掌事務を入れさせていただいておりますが、実態の中でいろいろ御承知のこととは思いますが、今回の当初予算等でもDXの推進であるとか、あるいは住民の利便性のためのコンビニの交付であるとか、あと国においては標準化業務への移行というようなこともございまして、全庁的な町の情報化に対する方向性とかいうよ

うなことを掌握するというような必要がより強くなってきた、こういったような状況を踏まえまして、従来からも個々の事務については存在しておりますので、所掌をそれぞれしておるところですけれども、今回このような改正を加えることによって、町としての所管課をより明確にするという意味合いで改正をさせていただいたというものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 私、前から提案しておるんですけれども、今笠松町の職員の数が正規で百二十何人なんです。ちょっと少な過ぎると。人件費がかかるから、会計年度任用職員とか派遣会社からというような話もあるんですけれども、そうじゃなくて、やっぱり職員の数は必要において増やすべきじゃないかなということを思います。

今回こういった情報化のことをやるんですけれども、私も以前に申し上げたんですけれども、国の補助金というのはいろんな省庁でいろんな補助金がある、これは常にネットワークといいますかね、アンテナを張っていかないと、なかなか情報が入り込めない。県から流れてくる情報もあるでしょうし、独自で笠松町が入手する情報もあるだろうと。それによって、やっぱり財政的に厳しい状況であるならば、そういった国の補助金、県の補助金、こういったものを活用しながら事業を展開していく、それによって住民の福祉向上を目指していくということになるのではないかなあということを思いますので、それで今、情報化に関するこういった部の設置条例を改正するに当たって、やっぱりそういった将来的なことも検討しながら人員体制、事業分掌、こういったものも整理していく必要があるのではないかなあということを思いますが、町長の考え方はどうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） まず補助金関係、今議員がおっしゃられたとおり、なかなか個々の課で、特にDXに関してはやっても、どうしても専門じゃないところで見落とししてしまう。あとDXに関しては、デジタル庁、国土交通省、内閣府、もしかしたら今後経産省等もいろいろ加わってきて、総務省が入ってくるでしょう、それで多岐にわたると思うんです。これはいかにもちょっと霞が関のほうで一本化していただけるとありがたいんですが、そういったものを今回の部署、DXでたけた職員がいますんで、またそれも情報収集して、それぞれの部署にこういう補助金があるよとか、こういうことを今国がやろうとしているよということをまたサジェスチョンするような、そういったことも担わせたらいいなというふうに思っています。

こうした中、もちろん人員というのは確保していかなきゃいけないんですが、ただ今、財政的にも厳しいのと同時に、定年の延長化という問題がありますので、あまり新卒の職員というのを雇う余裕というのも難しくなります。

あと、これからDXに関しては人材面がやっぱり問題になります。いわゆるデジタルにたけ

た職員といたしますと、どこの自治体も一番欲しい人材であると同時に、民間企業が非常に引く手あまたで、残念ながら公務員の給料よりも多くの給料を上げるところがほとんどであります。なので、優秀な人材を新卒で確保しようと思ってもどうしても民間のほうに流れてしまう、これはうちに限らず国、県、各市町村、同じような状況だと聞いています。

なので、今回DXの室では、先般も御報告させていただきましたが、アプリ開発、kintone、ノーコードプログラム、それを使ったものを来年度も進めていきます。その中で、そういうデジタルにたけた人材を育成するための部署も我々の中では考えていますので、引き続き、正直申し上げて試行錯誤の部分があると思いますが、挑戦という意味でもしっかりと運営していきたいとは考えています。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案 笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

8番 岡田文雄議員。

○8番(岡田文雄君) 空家審議会というものの構成というものは、専門家も入ってみえますと思いますが、弁護士とかそういうような方がいて、何人ぐらいでこれ構成されているのかということをもまず1つと、それから例えばこれは壊れそうですよと、最初空き家で通知するときはどういうような通知、第1回目通知、第2回、第3回目とかね、そういうふうでいろいろ通知されていくのか、その辺のところもちょっと聞きたいと思います。

例えば、壊れかけのところは空き家で、壊れかけのところは最終的に壊してくださいとか、そういういろんなあれを出さなきゃいかんというように思いますし、空き家でも近くにいない、どこ行かれたか分からないという人が全国でもあちこちでそういう問題も起きているんですが、そういうところなんかいろいろ審議されて通知を出されるのか、その辺のところもちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしく。

○議長(尾関俊治君) 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長(田島茂樹君) お答えさせていただきます。

審議会のメンバーでございますが、弁護士の方、あと司法書士、不動産業者、建築士、連合会長、以上の5名で構成されております。

それで、今の空き家をどのような形でというようなことなんですが、これにつきましてはまず指導をさせていただきます。改善をしてくださいというお願いをしまして、それで動きがない場合は勧告というような形で、最終的には町のほうで、再三勧告をしても壊していただけない、改善が見受けられない空き家に対しては、強制代執行というような運びになってくるということになっております。以上でございます。

○議長(尾関俊治君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

○10番(長野恒美君) これからこの空き家の問題というのは大変な問題になるんですが、現在のところでは建設課の中に空き家の関係を把握するところをつくっているということですか。また、どんな組織体でこの事業を進められるのか、その辺教えてください。

○議長(尾関俊治君) 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長(田島茂樹君) お答えいたします。

空き家対策についてでございますが、今現在建設課のほうで担当課として動いております。また、ほかにそれぞれ所管する課とも情報共有しながら今後進めていく予定でおります。

今現在でございますが、令和3年8月に一般社団法人ハウスサポートさんと協定を締結しまして、相談事業をスタートさせていただいております。令和4年度から空き家の発生を未然

に防ぐ手法を検討しております。

また、令和5年度につきましては、より有効な空き家対策として空き家の利活用、相続登記の義務化の啓発、さらには空き家の発生を抑制するための高齢者への周知というようなことで、ハウスサポートさんと共に各関係課と連携して取り組んでおるような状況でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 早く見つけるというのか、空き家にするときに町の建設課なりどこかに届け出ていくような方法というのか、そんなのはないんでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

空き家になる前に届出をとというような話ですが、これにつきましても今そのような制度はないんですけれども、社協さんとか、先ほど申しました関係課の中に社協さんのほうも加わっておりますので、そこら辺りの相談があった場合に連絡いただけるような情報共有は結ぶようにしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 雇用促進をはじめいろいろとあるし、町として把握しない前に空き家になってしまっているようなところもあると思うんですが、どういう家の事情から、昔は夜逃げがあったりとか、今もあるかもしれませんが、私たちというか町として把握していくということでは何かルートがないだろうかと思ったりするんですが、どうでしょうか。雇用促進なんかは雇用促進の機関で、そちらへ連絡できたりはしているんだと思うんですけど、なかなか個人的なところは難しいように思いますが、どうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

今後の空き家対策についてでございますが、今現在、先ほど申しましたようにハウスサポートさんのお力をお借りしながら相談会を実施しております。そのようなときに今後の利活用をどのようにしていきたいとか、それぞれの御相談がございます。そのような機会をより多く皆さんに周知できるような手だてをしまして、まずそのようなことを町がやっていますよというようなお話をさせていただきながら、要望があれば回数を増やすとか、そういうような形の中で未然に空き家を防ぐというような方向に向けて進んでいきたいと思っております。以上でございます。

すみません。令和6年度予算の中で空き家の状況調査を計上させていただいております。こ

れにつきましては、笠松町全域回りまして、一戸一戸のお宅がどのような状況で空き家になっているかというところまで把握しまして、その後いろんな課題が出てくると思います。その中で順次クリアしながら、今議員さんがおっしゃられました空き家になる前に未然に防ぐ方法も検討していきたいと思っておりますので、以上でございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

第15号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第16号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

第17号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） すみません、この17号議案の内容をもう少し詳しく、難しい言葉があったりしておるんですが、説明をしてください。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 特定教育・保育施設、いわゆる普通の4つの保育所と双葉幼稚園のことをいうんですけども、こちらの施設なんですが、法律のほうで重要事項説明書というものを今までは紙で掲示しなければならないという法律だったんですけども、こちらが今の時代に合わせましてネットとかを使って公表すれば周知ができるということで、そういう改正になったということです。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

第18号議案 笠松町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

第19号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

第20号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

第21号議案 笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

第22号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

第23号議案 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

第24号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指

定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

第25号議案 笠松町水道事業給水条例及び笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

第26号議案 教師用教科書・指導書・デジタル教科書の売買契約の締結についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

第27号議案 米野52号線坂路改修工事請負契約の一部変更についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

第28号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

延会 午後2時28分

